

【介護職員の処遇改善の取り組み】

1. 働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
2. 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課制度との連動
3. 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善
4. ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきをふまえた勤務環境やケア内容の改善
5. 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
6. 非正規職員から正規職員への転換
7. 職員の増員による業務負担の軽減

を行っています。

【処遇改善加算の配布方法】

介護職員処遇改善加算Ⅰ

処遇改善加算総額を勤務形態、職位、経験に応じて、処遇加算手当として毎月配布する。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

管理者を兼務する介護職員を経験・技能のある職員と、他の介護職員に位置付け、算定基準に基づき毎月配布する。